

令和6年5月24日
 地域行政部
 マイナンバー担当課

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
 条例の一部を改正する条例

1 主旨

マイナンバー制度では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定める事務に加え、地方公共団体が条例で定める事務（以下、「独自利用事務」という。）においても個人番号を利用することができる。

この度、申請時の添付書類の省略による区民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、新たに独自利用事務を追加する必要が生じたことから、条例改正案を令和6年第2回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

下記のとおり、独自利用事務とその事務で利用する特定個人情報を追加する。

これにより、他の行政機関への情報照会が可能となり、申請時に住民税額や医療保険の資格状況を証明することができる書類の添付が不要になる。

事務名	特定個人情報
保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務	市区町村民税に関する情報
認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務	市区町村民税に関する情報
無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務	市区町村民税に関する情報
低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務	市区町村民税に関する情報
世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務（マル乳・マル子・マル青医療証）	医療保険給付に関する情報
（世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の支給に関する事務※）	医療保険給付に関する情報

※ 当該事務はすでに条例で規定されているため特定個人情報のみ追加

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
区長	1～11 略	
	12 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
	13～24 略	
<u>25 保育室に在籍する児童の保護者又は家庭福祉員の保育を受けている児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>26 認証保育所に在籍する児童の保護者に対する保育料負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
区長	1～11 略	
	12 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		<u>(新設)</u>
13～24 略		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>27 無認可保育施設に在籍する児童の保護者に対する保育料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>28 低所得世帯等における児童の一時預かり事業等の利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>29 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>